

4 重点区域の設定

(記載している指定件数等については平成29年1月現在の値)

以下に各地区の詳細について述べる。

(1) 重点区域の名称：歴史的市街地地区

重点区域の面積：約2,468ha

ア 地区の設定

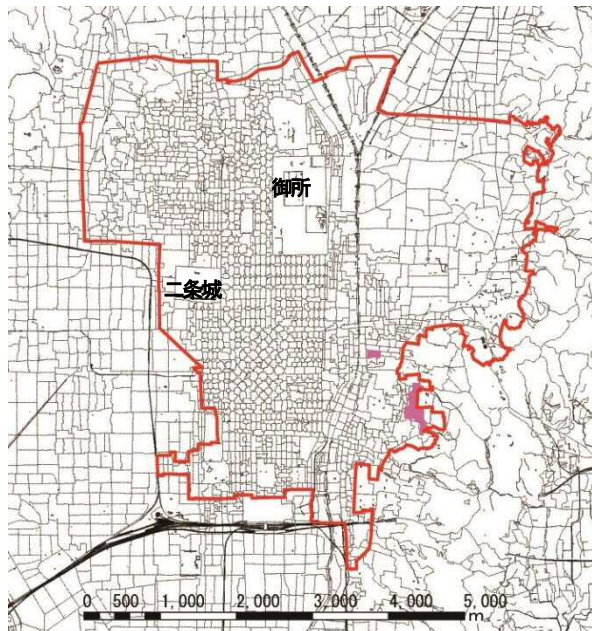


図4-6 重点区域図（歴史的市街地地区）

当地区は、平安遷都以来、千年以上にわたり、都の中心として繁栄してきた地域及び都としての洛中に隣接し時に一体的に捉えられていた地域である。現在でも平安京の都市構造を基盤とする格子状の道路により市街地が形成され、その中に二条城や御所、本願寺等をはじめとする歴史遺産や、京町家等で構成される歴史的町並み、明治以降に導入された近代洋風建築や近代化の象徴として知られる琵琶湖疏水などの歴史資源が集積している。

当地区は公家や武家の営み、寺社の営みとともに、町衆による日々の暮らしや産業活動、地域に根差した祭礼が繰り広げられてきた地区である。現在においても、京町家等の歴史的建造物を中心にそれらの営みが続けられ、歴史的風致を形成している。祇園祭を支える鉦町や本願寺を中心とした門前町、西陣や清水などの伝統産業を支えたまち、もてなしを生業とした花街などは、町衆の営みによって歴史的風致が形成されている地域として当地区を代表する。また、この地区は、概ね明治以前の町衆の自治単位である「町組」が形成されていた地区で、明治期に「番組」に改編され、現在においてもそれが自治の単位として強い絆のもと、自主的、自律的な活動が

行われており、歴史的な町並みの保全や伝統に培われた活動を支えている。

今なお、寺社や京町家等の歴史的建造物の中で、茶の湯や能などの伝統文化が活発に行われており、それらの活動が歴史的建造物と一体となって歴史的風致を形成している地域である。

また、古くから都としての洛中と深いつながりを持ち、明治以降は琵琶湖疏水をはじめとする近代化遺産や近代以降の文教施設等が京都の近代化を牽引した地域を含む。

当地区は、そのほとんどが景観計画において市街地景観を形成する重点地域として定めている歴史的市街地（おおむね北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域及び伏見の旧市街地）に含まれており、その中でも、景観法や都市計画法に基づき定めた景観地区のうち、特に旧市街地型美観地区、歴史遺産型美観地区に指定している区域、山並み背景型美観地区のうち鴨川より東に位置している区域、風致地区のうち平安遷都1100年祭の開催や邸宅群、琵琶湖疏水等に関連する町並みが形成されている地域等を中心に、一部山ろく型美観地区、沿道型美観地区、岸边型美観地区及び沿道型美観形成地区の区域を含む。

この区域においては、第7章に記載している事業を展開する予定である。

具体的には、主なハード事業として、京都市の歴史的風致の構成要素であり、地域内に多く存在している歴史的建造物の修理・修景事業や5花街の一つである上七軒をはじめとする無電柱化事業を伴う道路修景事業である。

また、ソフト事業は、市域全域を対象として、京都市の維持向上すべき歴史的風致である西陣織をはじめとする伝統産業や伝統文化の振興に関する事業を広く展開している。これらソフトの取組にハード事業の整備を併せて行うことにより、歴史的風致の維持向上を効果的に推進できることから、本計画での重点区域の設定としている。

当地区は、下表に示す景観地区及び風致地区を含む。当地区の区域はこれらの区域その他の景観規制の区域界及び市街化区域界に基づき定めているほか、歴史的風致に関連する施設の存する範囲によって定めている。